

う蝕の重症化予防の推進

フッ化物歯面塗布処置の見直し①

- フッ化物歯面塗布処置について、う蝕多発傾向者に、歯科訪問診療を行う患者を追加する。
- 初期の根面う蝕に罹患している患者及びエナメル質初期う蝕に罹患している患者に対して実施する場合の評価を見直す。

現行

【フッ化物歯面塗布処置】

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 う蝕多発傾向者の場合 | 110点 |
| 2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合 | <u>110点</u> |
| 3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 | <u>130点</u> |

[算定要件]

注1 1については、歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。

改定後

【フッ化物歯面塗布処置】

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 う蝕多発傾向者の場合 | 110点 |
| 2 初期の根面う蝕に罹患している患者の場合 | 80点 |
| 3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合 | 100点 |

[算定要件]

注1 1については、歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料**又は歯科訪問診療料**を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。



う蝕の重症化予防の推進

フッ化物歯面塗布処置の見直し②

現行

【フッ化物歯面塗布処置】

[算定要件]

注2 2については、歯科訪問診療料を算定し、初期の根面う蝕に罹患している在宅等で療養を行う患者又は歯科疾患管理料（注10に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した場合を除く。）を算定し、初期の根面う蝕に罹患している65歳以上の患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。

3 3については、歯科疾患管理料（注10に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した場合を除く。）を算定したエナメル質初期う蝕に罹患している患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。



改定後

【フッ化物歯面塗布処置】

[算定要件]

注2 2については、根面う蝕管理料を算定した患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。

3 3については、エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に月1回に限り算定する。ただし、2回目以降のフッ化物歯面塗布処置（エナメル質初期う蝕管理料の注2に規定する加算を算定する患者に対して実施する場合を除く。）の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行った場合に限り、月1回に限り算定する。

(再掲)

う蝕の重症化予防の推進

かかりつけ歯科医機能の評価の見直し⑤

- 初期の根面う蝕に対する非切削による管理（65歳以上の患者に限る。）及びエナメル質初期う蝕の管理に対する評価と併せて口腔管理体制強化加算を新設する。

(新) 根面う蝕管理料 30点

[算定要件]

- 注1 歯科疾患管理料若しくは歯科特定疾患療養管理料を算定した患者（65歳以上のものに限る。）又は歯科訪問診療料を算定した患者であって、初期の根面う蝕に罹患しているものに対して、当該う蝕の評価に基づく管理計画を作成するとともに、その内容について説明を行い、非切削による当該う蝕の管理を行う場合に、月1回に限り算定する。
- 2 小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関が当該管理を行う場合は、**口腔管理体制強化加算として、48点を所定点数に加算**する。

(新) エナメル質初期う蝕管理料 30点

[算定要件]

- 注1 歯科疾患管理料又は**歯科特定疾患療養管理料を算定した患者**であって、エナメル質初期う蝕に罹患しているものに対して、当該う蝕の評価に基づく管理計画を作成するとともに、その内容について説明を行い、当該う蝕の管理を行う場合に、月1回に限り算定する。
- 2 小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関が当該管理を行う場合は、**口腔管理体制強化加算として、48点を所定点数に加算**する。

令和6年度診療報酬改定

10. 口腔疾患の重症化予防、 口腔機能低下への対応の充実、 生活の質に配慮した歯科医療の推進

- 歯周病の重症化予防の推進

糖尿病患者の医科歯科連携の推進

歯科

歯科疾患管理料総合医療管理加算

- 医科の担当医との連携を評価。糖尿病患者も含む。

歯科治療時医療管理料

- 歯科治療時のモニタリングの評価。糖尿病患者も含む。

歯周病処置

- 歯周ポケットが4ミリメートル以上の歯周病を有する者に対して、歯周基本治療と並行して計画的に1月間特定薬剤を使用した場合に算定可能

機械的歯面清掃処置

- 糖尿病患者について、月1回算定可能

NEW 診療情報連携共有料→診療情報等連携共有料

- 医科の医療機関からの求めに応じて診療情報を文書により提供した場合を評価

NEW 歯周病安定期治療の見直し

- 歯周病ハイリスク患者加算の新設
→歯周病の重症化するおそれのある患者に対して歯周病安定期治療を実施した場合
- 糖尿病患者の場合に月1回算定可能であることを明確化

連携

医科

生活習慣病管理料

- 療養計画書の「問診」欄に歯科の受診状況をチェック

診療情報連携共有料

NEW 生活習慣病管理料の見直し

- 歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士等の多職種と連携することを望ましい要件化（施設基準、留意事項通知）
- 糖尿病患者に対して歯科受診を推奨することを要件化（留意事項通知）

歯周病の重症化予防の推進

歯周病安定期治療の見直し

- 糖尿病患者に対して歯周病安定期治療を行う場合の評価を新設する。併せて、糖尿病患者の算定頻度について、明確化する。

現行

【歯周病安定期治療】

[算定要件]
(新設)

[算定要件(通知)]

- (3) (略)ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる次の場合は、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は月1回に限り算定する。この場合において、実施する理由(「イ 歯周外科手術を実施した場合」を除く。)及び全身状態等を診療録に記載する。また、口及び八は、主治の医師からの文書を添付する。
(略)



改定後

【歯周病安定期治療】

[算定要件]

注4 歯周病の重症化するおそれのある患者に対して歯周病安定期治療を実施した場合は、歯周病ハイリスク患者加算として、80点を所定点数に加算する。

[算定要件(通知)]

- (3) (略)ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる次の場合は、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は月1回に限り算定する。この場合において、実施する理由(「イ 歯周外科手術を実施した場合」を除く。)及び全身状態等を診療録に記載する。また、口及び八は、主治の医師からの文書を添付する。

(略)

ハ 糖尿病の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合

(略)

(11) 注4に規定する歯周病ハイリスク患者加算は、糖尿病の病態によって歯周病の重症化を引き起こすおそれのある患者に対して、歯周病安定期治療を実施する場合に算定する。

(12) 糖尿病に罹患している者の歯周病の管理を適切に行うため、定期的に糖尿病を踏まえた歯周病の管理等に関する講習会や研修会に参加し、必要な知識の習得に努める。

歯周病の重症化予防の推進

歯周病重症化予防治療の見直し

- 口腔管理体制強化加算の施設基準の届出を行っている歯科診療所において、歯周病安定期治療を行っている患者が再評価の結果に基づき歯周病重症化予防治療に移行する場合には、2回目以降の実施であっても、初回実施の翌月から月1回算定を可能とする。

現行

【歯周病重症化予防治療】

[算定要件]

注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。



改定後

【歯周病重症化予防治療】

[算定要件]

注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。
ただし、小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、歯周病安定期治療を算定した患者について、一連の治療終了後の再評価の結果に基づき、当該患者に対して、歯周病重症化予防治療を開始した場合は、この限りでない。